

『高齢者雇用支援月間開始 高齢者活用は不可欠な課題に』

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、10月を高齢者雇用支援月間とし、事業主のみならず、広く社会に対しても高齢者の雇用問題についての理解と協力を要請するイベントを厚生労働省等と協力の上開催している。具体的には高齢者雇用開発フォーラムや生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの開催などだ。地域ワークショップは10月から11月にかけて支援機構の各都道府県支部が中心となって開催される。専門家による講演や事例発表を通じ、事業主や企業の人事担当者が高齢者の戦力化情報の提供を行う。具体的な開催スケジュールについては機構のホームページに掲載されている。参加費は無料だが、参加にあたっては事前の申込みが必要となる。



厚生労働省では働く意欲と能力のある高齢者は社会の支え手として活用できる体制が必要としている。同省ではすでに70歳まで働ける企業推進プロジェクトを進めているところだ。少子化と超高齢化社会に備え、いかにして高齢者を戦力化していくかの検討を進める必要があるだろう。また、働く側には健康や体力面に留意し、戦力足り得る状態であることが求められている。労使双方で高齢化社会への対策が不可欠となっている。

『税金などの還付金詐欺に注意！！ 詐欺相談が4年で7倍以上に急増』

国民生活センターは、健康保険料や税金の還付、医療費の払戻しがあるなどとして現金をだまし取る「還付金詐欺」に関する相談が、2016年度は7633件あり、2012年度（1040件）から4年間で7倍以上に急増しており、注意を呼びかけている。

還付金詐欺は、高齢者に対し自治体職員等を装い、還付金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカード等を持ってATM（現金自動支払機）に行くように誘導し振込みをさせようとする手口だ。

例えば、埼玉県の60代の女性のケースでは、役所の人からの電話で、「100万円以上の残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に還付金2万8000円が振り込まれる」と言われた。携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、その前で指示された番号に電話し、担当者から言われた暗証番号982337を入力したが、還付金が振り込まれたと思い残高を確認したところ、98万2337円が他人の口座に振り込まれていることが分かったという。

また、千葉県の70歳代の女性は、役所から医療費還付の連絡の後に、銀行からという電話の指示に従ったところ、ATMで約100万円を振り込まされている。

還付金詐欺に関する相談は、60歳以上の高齢者が当事者になるケースが大半で、2016年度の相談件数7633件のうち、60歳以上の契約当事者が占める割合は96%、2017年度8月31日までの相談件数は2177件だが、60歳以上が96.7%を占めた。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます